

令和2年6月5日

出入国在留管理庁長官
佐々木 聖子 様

要望書

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う 日本語教育機関への支援について

日本語教育機関関係 6 団体の活動に対し、ご理解とご尽力を賜り、心より感謝いたします。現状を踏まえ、要望書を下記の通りまとめましたので、宜しく願い申し上げます。

1. 日本語教育機関に対する支援

- (1) 令和2年4月期生の在留資格認定証明書の有効期間10ヵ月間の延長
- (2) 一時帰国者の在留期間満了日以降の再入国を可能にする措置への配慮
- (3) 入国制限緩和の際の留学生の優先的な入国への配慮
- (4) 留学生の受入回復に向けた審査の簡素化
- (5) 令和2年4月期生及び7月期生の在留資格認定証明書交付の保留について
- (6) 在留資格認定書申請に於ける新しい審査基準の導入や新しい告示基準に基づく様々な措置の適用の延期について

2. 日本語教育機関の留学生に対する支援

- (1) 廃校となってしまった留学生の転校に伴う返金されない学費への補填等措置等
- (2) 在校生に対する在籍期間延長等の配慮

3. その他の要望

- (1) 出入国在留管理庁と日本語教育機関関係6団体との継続的な連絡会の設置

(一財)日本語教育振興協会
理事長 佐藤次郎

(一社)日本語学校ネットワーク
代表理事 大日向和知夫

(一社)全国各種学校日本語学校協会
理事長 吉岡正毅

(一社)全国日本語学校連合会
理事長 荒木幹光

全国専門学校日本語教育協会
会長 深堀和子

(一社)全日本学校法人日本語教育協議会
代表理事 江副隆秀

要望書に対する具体的にお願いしたい支援措置

1. 日本語教育機関に対する支援

(1) 令和2年4月期生の在留資格認定証明書の有効期間10ヵ月間の延長

4月9日更新「日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」により、在留資格認定証明書の有効期間が3ヵ月間から6ヵ月間への延長が認められました。専門学校を始め年2回の募集を行っている日本語教育機関は4月、10月が入学時期であり、6ヵ月延長だけでは、10月入学に対応できず、現実的ではありません。4月期生の在留資格認定証明書発行は今年2月であり、6ヵ月延長されても、有効期限は8月下旬までとなります。少なくとも10月入学に対応させていただけるよう、9ヵ月間～10ヵ月間の延長をお願いいたします。

(2) 一時帰国者の在留期間満了日以降の再入国を可能にする措置への配慮

「日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」問8によると、許可された在留期限内に再入国できない旨の相談があった場合は、改めて在留資格認定証明書交付申請が必要、とあります。一方、4月3日出入国在留管理庁「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための申請受付期間の延長について」により、3月～6月中に在留期間満了日を迎える在留外国人は、満了日から3ヵ月後まで、在留資格変更、期間更新を受け付けてもらえるようになりました。そこで、現在母国に一時帰国している学生が、日本への入国制限等により母国で待機中に在留期間満了日を迎えてしまった場合でも、在留期間更新許可申請等を可能にいただき、満了日以降の再入国が認められるような措置をお願いいたします。

(3) 入国制限緩和の際の留学生の優先的な入国への配慮

政府は、入国制限を緩和する場合はビジネス関係者など「必要不可欠な人材」から順次緩和するとの意見もあるようですが、留学生は、我が国の発展とグローバル化に大いに寄与すると考えられることともに、母国と日本との懸け橋となって活躍するというより大きな効果が期待できる人材です。政府が入国制限を緩和する場合、既に発給した在留資格認定証明書を保有している留学生に対しては、是非とも早い段階で入国を認めていただけるようお願いいたします。例えば、現段階でもカナダにおいては、入国時に必要な健康診断を受け、その後14日間の隔離を義務付することを条件に、3月18日に渡航制限が実施された時点で、有効な留学許可証を保持していた、もしくは承認を受けていた留学生には入国を認めているという事例もあります。

(4) 留学生の受入回復に向けた審査の簡素化（留学生受入を国策として考えてほしい）

新型コロナウイルス感染症収束後の積極的な留学生の受入回復策として、在留資格認定証明書交付申請における提出資料の簡素化をお願いいたします。例えば、現在は、日本語の試験結果の提出を求められておりますが、これらの試験は、新型コロナウイルス感染症により国内はもとより、海外でも実施が中止となっており、試験の合格証明書の準備ができず、日本留学の大きな障害となっております。同様に、本年10月期生以降は、留学資金の形成過程の詳細な説明や立証資料が必要となっており、我が国への留学を躊躇させる大きな原因となっております。希望と夢に胸を膨らませ来日する熱烈的な日本ファンを積極的に受け入れるためにも、世界的な留学生の獲得競争に打ち勝つためにも、是非とも審査の簡素化をご検討いただけますようお願いいたします。

(5) 令和2年4月期生及び7月期生の在留資格認定証明書交付の保留について

令和2年4月期生及び7月期生の在留資格認定証明書交付の際に入国制限されている国や地域の学生の当該証明書の交付が一旦保留されております。地方入管からは審査は終了し、不交付案件については発表されているが、入国制限のある国や地域については交付を保留している旨の説明を受けております。私どもは、これを留学生に十分に説明しておりますが、それでもなお、自身の審査結果について不安を持っている留学生が数多くおります。実際にこのことが原因となって留学自体を諦め、入学辞退を申し出る学生も発生しております。私ども日本語教育機関は、現状の新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、在留資格認定証明書の効力が停止していることは理解しておりますが、同時に母国で待機している留学生の不安も理解できます。留学生の不安を少しでも払拭し、希望をもって入国制限解除の日を待っていただけるように当該証明書を交付していただけますようお願いいたします。

(6) 在留資格認定書申請に於ける新しい審査基準の導入や新しい告示基準に基づく様々な措置の適用の延期について

本年10月より在留資格認定書申請審査に新しい審査基準の導入が発表されています。また新しい告示基準では、2019年10月以降に入国した留学生を対象にして、様々な報告を行うように義務付けられています。しかしながら新型コロナウイルス感染症がパンデミックと認識され、日本では緊急事態宣言が発出されるなどという異常事態が発生している現在、これらの措置の実施に適切な時期ではありません。これらの措置の実施を事態が鎮静化する来年以降に延期していただきたくお願いいたします。

2. 日本語教育機関の留学生に対する支援

(1) 廃校となってしまった留学生の転校に伴う返金されない学費への補填等措置等

新型コロナウイルス感染症による影響で事業継続が困難になった日本語教育機関が廃校する事態が想定されます。廃校に追い込まれた日本語教育機関に学費等を払い込んでしまった留学生が、支払い済みの学費等の返金を受けることが出来ない場合は、彼らが学習を継続できるような支援が必要です。私ども日本語教育機関は、これらの学生を救済するために転校生として受け入れる努力が必要であると考えますが、その際には、返金されずに失われた学費の補填を行うなど政府からの支援をお願いいたします。同様に4月期生として在留資格認定証明書が交付されて、母国で入国を待っているうちに所属機関が廃校となる場合も想定されるので、来日前に所属機関の変更が可能となる等の配慮をお願いいたします。

(2) 在校生に対する在籍期間の延長等の配慮

「日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」の間7の回答で、帰国困難者に関して「現在在籍している教育機関において引き続き教育を受けようとする場合には、在留資格『留学』の在留期間を更新することが可能です」とされており、専ら日本語の教育を受ける期間が2年を超えることとなったとしても在留期間の更新が可能で、在留期間中は、教育を受ける期間に応じて最長6ヵ月の期間が許可されるとされています。一方、休校等による学習の遅れ、日本留学試験、日本語能力試験の中止や9月入学の検討等の混乱の中、日本語教育機関に在籍している在校生は大きな不安を抱えており、今後、在校生の進学、就職も困難になっていくことも考えられます。進学、就職困難になった在校生に対して、例えばこの帰国困難者の留学査証の更新の特例を拡大(できれば最長一年在籍延長可能にする)等の配慮をしていただけるようお願いいたします。

3. その他の要望

(1) 出入国在留管理庁と日本語教育機関関係 6 団体との継続的な連絡会の設置

現在は、新型コロナウイルス感染症の影響により、日本語教育機関や留学生、そこで働く教職員にとって、未曾有の危機であることから、上記で記載した要望事項のように、目の前の短期的な議論が中心となっています。一方、中長期的な視点で見れば、審査のグローバル化を意識した提出書類の議論は、日本語教育機関の健全化にとっても重要であると考えます。全世界から優秀な留学生を確保するために、これまで以上の競争激化が予想されます。その中で、日本を選んで留学しようとする貴重な人材を失望させることがないような審査体制作りを共に考えていく必要があると考えます。是非継続的な連絡会の設置と実施をお願いいたします。